

図根多角点撤去等届出 の流れ 【フロー図】

【地籍調査関連の測量標識】

- ・ 図根多角点 (φ50) 及び細部図根点【一次】(φ50) 以下「図根多角点等」
- ・ 細部図根点【二次】(φ30)
- ・ 筆界点 (国土調査と刻まれたプレートや鋸)
- ・ 街区基準点補助点 (都市再生街区基本調査 国土交通省と刻まれたカサ)

図根多角点 (φ50) 及び
細部図根点【一次】(φ50)

図根多角点 (φ50) 及び
細部図根点【一次】(φ50) 以外

- ① 図根多角点等を撤去する必要がある工事
- ② 図根多角点等の周りの舗装(表基層のみも含む)の打ち換えを行う工事
- ③ 図根多角点等に影響(変動)を及ぼす可能性のある付近工事等

はい

いいえ

「世田谷区図根多角点等撤去等届出書」の提出

届出不要です。

提出部数: 1部

提出窓口: 道路管理課道路台帳【二子玉川分庁舎 A 棟 2 階 26 番窓口】

【区】届出点の故障点処理

※取扱いについては、

『世田谷区図根多角点撤去等事務の手引き』の
「V その他の測量標の撤去について」を参照。

工事着手・竣工

① の場合は、撤去した図根多角点(カサ)の返却

返却窓口: 道路管理課道路台帳【二子玉川分庁舎 A 棟 2 階 26 番窓口】

完了

道路管理課道路台帳

令和3年5月6日